

鈴鹿高等学校 クラブ活動 運営方針

1 趣旨

本校のクラブ活動は、学校教育の一環として生徒の自主的・自発的な参加により行い、スポーツや文化に親しみ、集団における責任感・連帯感等を育成するとともに、文武両道の精神のもと、それぞれの高い目標に向けて努力することを目的とする。

2 基本方針

- (1) 各クラブの運営にあたっては、指導方針、指導内容、活動時間、会計処理などを明確にし、指導者と保護者とが適切に連携しつつ、これを行う。その際、各クラブの目的・目標の達成を図りつつ、並行してクラブ活動以外の学校生活および家庭生活を適切に遅れるよう配慮し、バランスのとれた活動計画を作成して実施する。
- (2) できる限り生徒の自主的・主体的な活動が展開されるよう、指導者は適切に指導・助言を行う。
- (3) 指導者は安全に十分に配慮するとともに、活動する生徒自身が危険を予測、回避、対処ができるよう安全学習に取り組む。

3 活動と計画

(1) 活動計画

各クラブにおいて、年間計画、月別計画を策定し、活動目的・内容とともに部員・保護者に提示する。

(2) 活動時間・休養日

- ① 平日の活動時間は3時間程度とする。終了後は速やかに下校する。
- ② 土・日・祝日の長期休業期間内は4時間以内とする。
- ③ 週に一回以上の休養日を設ける。
- ④ 授業のない日の休養日が平均して月2回以上となるよう、年間を通して休養日を設定する。
- ⑤ 定期試験期間中及び試験中の活動については、定期試験後に公式戦・発表会等があるクラブとし、校長の許可を得ることとする。
活動時間は2時間程度とし、18時には完全下校とする。
定期試験中の活動については、保護者の同意を得ること。

4 活動・計画・安全管理

- ① 目的・目標達成に向けて、適切な指導・運営を進める。

指導者は生徒の参加状況、目的・目標の達成状況を把握し、必要な指導等を適切に努める。

- ② 活動場所、部室、用具について適切に管理する。
- ③ 活動計画を立て、計画に基づき実施する。
 - ・1 か月ごとの活動計画を立案する。
 - ・活動計画・目的・目標を生徒・保護者と共有する。
- ④ 事故・怪我等の防止に努める。
 - ・事前の安全指導に努めるとともに、事故等の発生時には迅速かつ的確に対応し、保護者と連絡する。
 - ・校内外を問わず、活動場所、経路、用具等に危険がないか確認し、指導する。
 - ・心身の状況や生活環境等において特別な配慮が必要な生徒について把握し、指導にあたる。
 - ・校内外を問わず、AEDの場所を確認する。
 - ・屋外の活動にあつては、落雷に留意し、雷鳴が聞こえたら晴天であっても退避行動を指導する。
 - ・怪我からの回復期の活動については、十分に配慮する。
 - ・大会参加等により帰宅が遅くなり配慮が必要な場合には、保護者と連携する。
 - ・個人情報の管理について、十分に留意する。
 - ・盗難、不審者被害等の防止に努める。
 - ・緊急時の連絡体制を確立する。
- ⑤ 体罰・ハラスメントを根絶する。
 - ・身体に苦痛を感じる懲らしめはすべて体罰に該当しうることを十分に理解し、指導する。
 - ・人格を否定するような指導、不適切・不必要に身体に触れる指導等は、ハラスメントに該当しうることを十分に理解し、指導する。

5 活動費

- ① 部費等の徴収と管理・運用については、徴収の目的を明確にし、生徒・保護者の理解を得つつ行うとともに、一年に一度以上会計報告を行う。
- ② 生徒会からの支援については、別途定める。

6 外部指導者

外部指導者の活用については、有償・無償に関わらず、任用ごとに校長の承認を得るとともに、外部指導者登録を適切に行う。

7 付則

本方針は、平成31年4月1日に策定する。